#### ○高崎市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年高崎市条例第30号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を 定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 条例第3条第2項に規定により政務活動費を充てることができる経費の主な例は別表のとおりとし、その運用については議長が別に定める。

(会派共用費)

第3条 条例第6条第4項に規定する会派の活動の費用(以下「会派共用費」という。)は、会派代表者の請求により、当該会派に属する議員が負担する。

(会派結成届等)

- 第4条 条例第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ当該各号に定める 様式によるものとする。
- (1)条例第7条第1項の規定による会派結成の届出 会派結成届(会派交付用) (様式第 1 号)
- (2)条例第7条第1項又は第3項の規定による経理責任者選任の届出 経理責任者選任届(様式第2号)
- (3)条例第7条第2項の規定による届出 会派結成届 (議員交付用) (様式第3号)
- (4)条例第7条第4項の規定による届出 会派等異動届(様式第4号)
- (5)条例第7条第5項の規定による届出 会派解散届 (様式第5号)
- 2 前項第1号及び第3号の会派結成届を議長に届け出た会派は、年度の途中において、政務活動費の交付の対象を変更する届出を提出することができない。

(交付申請等)

- 第5条 条例第9条の規定による申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める 様式によるものとする。
  - (1)条例第9条第1項の規定により会派の代表者が行う申請 政務活動費交付申請書(会派用) (様式第6号)
- (2)条例第9条第1項の規定により議員が行う申請 政務活動費交付申請書(議員用)(様式 第7号)
- (3)条例第9条第2項の規定により会派の代表者が行う申請 政務活動費交付変更申請書(会派用) (様式第8号)
- (4)条例第9条第2項の規定により議員が行う申請 政務活動費交付変更申請書(議員用)(様式第9号)

(交付決定)

- 第6条 条例第10条の規定による政務活動費交付決定の通知は、次の各号に掲げる決定の区分 に応じ当該各号に定める様式によるものとする。
- (1)会派に対する交付の決定 交付決定通知書(会派用) (様式第10号)
- (2) 議員に対する交付の決定 交付決定通知書(議員用) (様式第11号)
- (3) 会派に対する交付の変更の決定 交付変更決定通知書(会派用) (様式第12号)
- (4) 議員に対する交付の変更の決定 交付変更決定通知書 (議員用) (様式第13号)

(収支報告書)

- 第7条 条例第13条の規定による収入及び支出の報告書は、次の各号に掲げる報告書の区分に 応じ当該各号に定める様式によるものとする。
- (1)条例第13条第1項の規定により会派の代表者が議長に提出する報告書 政務活動費収支報告書(会派用)(様式第14号)
- (2)条例第13条第1項の規定により議員が議長に提出する報告書 政務活動費収支報告書 (議員用) (様式第15号)
- (3)条例第13条第3項の規定により会派の経理責任者が議長に提出する報告書 会派共用費収支報告書 (議長提出用) (様式第16号)
- (4)条例第13条第4項の規定により会派の経理責任者が会派に属する議員に提出する報告書 会派共用費収支報告書(議員報告用) (様式第17号)

(領収書等)

- 第8条 条例第13条第1項から第3項までの規定により収支報告書に添付する領収書等の証拠書類については、次の各号に定める支払等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
- (1)会派共用費の負担 前条第4号の規定により議員に報告された会派共用費収支報告書(議員報告用)
- (2)前号に掲げるもの以外の支払 領収書(金融機関が作成した振込みの明細書その他支払いの明細を証するものを含む。)
- 2 前項第2号に規定する領収書等の証拠書類は、領収書等整理票(様式第18号)にちょう付し、又は添付し、提出するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 会派に係る政務活動費の交付を受けた会派若しくは会派共用費を徴収した会派の経理 責任者又は議員に係る政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の収入及び支出について 会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を政務活動 費収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなけ ればならない。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
  - (高崎市議会政務調査費の交付に関する規程の廃止)
- 2 高崎市議会政務調査費の交付に関する規程(平成13年高崎市議会告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前 に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の高崎市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前に交付された政務調査費については、

なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高崎市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高崎市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高崎市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費に係る届、申請等の手続について適用し、同日前に交付された政務活動費 に係る届、申請等の手続については、なお従前の例による。

# 別表 (第2条関係)

区分	項目	主な例
	研 修 費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、出席者負担金、会費等
	調査研究費	資料作成費、調查委託費、文書通信費、交通費、 宿泊費等
<b>今派に依えず</b>	資料購入費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、住宅地図購入費、 有料データベース利用料等
会派に係る政 務活動費及び 議員に係る政	広報 • 広聴費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、ホームページ作成費・運用管理費等
務員に保る以際	要請・陳情活動費	交通費、宿泊費等
7万10到貝	人 件 費	給料、手当、賃金等
	事務所費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文 書通信費、事務機器購入費・リース代等
	事 務 費	消耗品費、文書通信費、資料作成費、備品購入 費、事務機器リース代、備品修繕費・保守点検 代、ガゾリン代等
議員に係る政 務活動費	会 派 共 用 費	会派に係る政務活動費及び議員に係る政務活 動費の主な例と同じ

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

## 会派結成届 (会派交付用)

次のとおり会派を結成し、会派に対して政務活動費の交付を受けたいので、高崎市議会政務 活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 所属議員数

人

3 構成員の氏名

氏 名	氏 名

# 経 理 責 任 者 選 任 届

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

次のとおり経理責任者を選任したので、高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項又は第3項の規定により届け出ます。

届出年月日	年 月 日
会 派 名	
経理責任者氏名	

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

## 会派結成届 (議員交付用)

次のとおり会派を結成し、会派に属する議員に対して政務活動費の交付を受けたいので、高崎 市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 所属議員数

人

3 構成員の氏名

氏 名	氏 名

#### 会派等異動届

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項から第3項までの規定により届け出た 内容に異動が生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

	変	更	0	事 由	
(会派の結成年月日	年	月	日)	(所属議員数	女 人)
区 分			旧		新
1 会派名の変更					
2 代表者の変更					
3 経理責任者の変更					
4 所属議員の異動					

会派解散届

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

年 月 日をもって、 を解散しましたので、高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第5項の規定により届け出ます。

政務活動費交付申請書(会派用) ( 年度 上半期・下半期 )

(あて先) 高崎市長

会 派 名 代表者氏名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の交付を申請します。

.11 2 1 411 0 01 7 0			
申 請 金 額		円	
内訳	1人	円の 人分	

政務活動費交付申請書(議員用) ( 年度 上半期・下半期 )

(あて先)

高崎市長

#### 議員氏名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の交付を申請します。

申請金額	円

# 政務活動費交付変更申請書(会派用) ( 年度 上半期・下半期 )

(あて先)

高崎市長

会派名 代表者氏名

年 月 日付けの交付決定について、次のとおり変更したいので、高崎市議会 政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により申請します。

区分	新	IE
申請金額	F	P P
内 訳	1人 円の 人分	1人 円の 人分

# 政務活動費交付変更申請書(議員用) ( 年度 上半期・下半期 )

(あて先)

高崎市長

#### 議員氏名

年 月 日付けの交付決定について、次のとおり変更したいので、高崎市議会 政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により申請します。

区分	新	IΞ
申請金額	円	円

# 会 派 名 代表者氏名

#### 交付決定通知書(会派用)

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務活動費(上半期・下半期) の交付について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎市長

 交付金額
 円

 (内訳1人
 円の 人分)

#### 議員氏名

#### 交付決定通知書 (議員用)

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務活動費(上半期・下半期) の交付について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎	$\sim$ $\vdash$	 F.

交 付 金 額 円

# 会 派 名 代表者氏名

#### 交付変更決定通知書(会派用)

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務活動費(上半期・下半期) の交付変更について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務活動費の交付 に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎	市長
----	----

変更前交付金額	 円
(内訳	)
変更後交付金額	 円
(内訳	)

#### 議員氏名

#### 交付変更決定通知書 (議員用)

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務活動費(上半期・下半期) の交付変更について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務活動費の交付 に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

			_
<b>→</b> ,	- X	-	<b>⊢</b> :
	i 仙	TT -	<u>~</u>

変更前交付金額	円
変更後交付金額	ш

## 政務活動費収支報告書(会派用)

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名 代表者氏名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第13条第1項の規定により、 年度の政 務活動費収支報告書を次のとおり提出します。

1	収	入		政	務活動費			<u>円</u>			
2	支	出								(単位:	円)
	科		目			金	額		備	考	
石	开	修		費							
i i	周査	研	究	費							
¥	資 料	購	入	費							
J.	5 報	• <u>戊</u>	、聴	費							
E Z	更請・	陳情	活重	力費							
,	(	件		費							
Į.	事 矛	务	所	費							
Ē	į.	務		費							
í	<u></u>			計							

2	残	額	F,
J	クス	假	$\Box$

## 政務活動費収支報告書 (議員用)

(あて先)

3 残 額

高崎市議会議長

# 議員氏名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第13条第1項の規定により、 年度の政 務活動費収支報告書を次のとおり提出します。

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出		(単位:円)
科目	金額	備考
研 修 費		
調査研究費		
資料購入費		
広報 · 広聴費		
要請・陳情活動費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
会 派 共 用 費		
<u></u> 合		

円

# 会派共用費収支報告書 (議長提出用)

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名経理責任者名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第13条第3項の規定により、	年度の会
派共用費収支報告書を次のとおり提出します。	

1	収	入	<u>円</u>	
2	支	出	(単	位:円)

		(1 = 1 +)
科 目	金額	備考
研 修 費		
調査研究費		
資料購入費		
広報 · 広聴費		
要請・陳情活動費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		

3	残	安百	円
J	7.8	10只	

会派共用費収支報告書 (議員報告用)

議員氏名 様

会 派 名

経理責任者名

高崎市議会政務活動費の交付に関する条例第13条第4項の規定により、 年度の会派共用費について収支を報告いたします。

2 支 出		(単位:円)
科目	金額	備考
研 修 費		
調査研究費		
資料購入費		
広報 · 広聴費		
要請・陳情活動費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		

年度の会派共用費に係る負担額は、

円であることを証します。

年 月 日

経理責任者名

# 様式第18号(第8条関係)

## 領収書等整理票

項目	□研修費	□調査研究費	□資料購入費	
(該当の□をチ	□広報・広聴費	□要請・陳情活動費	□人件費	No.
エック)	□事務所費	□事務費		

(領収書等の証拠書類貼付欄)